

(3) 前 2 号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

(許可の条件等)

第16条 知事は、第14条第1項の許可をする場合において、浸水による県民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができる。

2 知事は、第14条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない。

(変更の許可等)

第17条 第14条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について同条第3項各号（第4号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が住居の用に供する建築物もしくは社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなる時、または規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第14条第1項の許可を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第14条第3項、第15条および前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第18条 知事は、第14条第1項または前条第1項の許可を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項または前条第1項の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができる。

(1) この条例の規定またはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

(工程調査等)

第19条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が第14条第1項または第17条第1項の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、工程調査適合証を交付しなければならない。

(工事廃止届)

第20条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第21条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者（次条において「建築物の所有者等」という。）に対して、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

（立入検査）

第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

（身分証明書の提示等）

第23条 第19条第2項および前条の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第19条第2項および前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（区域区分に関する都市計画の決定または変更）

第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。

（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

第25条 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。

2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

第6章 浸水に備えるための対策

（避難に必要な情報の伝達体制の整備等）

第26条 県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報お

よび洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」という。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（市町への必要な支援）

第27条 県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（浸水時における避難等）

第28条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めなければならない。

2 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じて的確に避難するよう努めなければならない。

（宅地または建物の売買等における情報提供）

第29条 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（調査研究の推進等）

第30条 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。次条において同じ。）の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（教育、訓練等）

第31条 県は、前条の調査研究の成果等を踏まえ、県民が、浸水に関する記録、流域治水に関する最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、浸水が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとする。

（浸水被害の回避または軽減に関する学習等）

第32条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなけれ

ばならない。

（水害に強い地域づくり協議会）

第33条 県、関係行政機関および地域住民は、第13条第1項に規定する浸水警戒区域の指定に関する事項その他の地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

（県民相互の連携等）

第34条 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第7章 滋賀県流域治水推進審議会

（滋賀県流域治水推進審議会）

第35条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第13条第5項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、流域治水の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第36条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、流域治水に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（財政上の措置）

第37条 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の報告）

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

（市町条例との関係）

第39条 第13条から第23条までの規定は、市町が建築基準法第39条第1項および第2項の規定に

より、同条第 1 項の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る。）の指定および同条第 2 項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しない。

（規則への委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 章 罰則

（罰則）

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第 1 項または第17条第 1 項（建築基準法第87条第 2 項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第14条第 1 項または第17条第 1 項の許可を受けた者
- (3) 第16条第 3 項（第17条第 3 項において準用する場合を含む。）（建築基準法第87条第 2 項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反した者

第42条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。

（過料）

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第19条第 1 項または第20条の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (2) 第19条第 2 項の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者
- (3) 第21条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者
- (4) 第22条の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第 5 章（第13条から第23条までの規定に限る。）、第39条および第 9 章ならびに次項および付則第 3 項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

2 第 9 章の規定は、当分の間、適用しない。

3 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ついでには」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。

第34条第 1 項中「出水（土石流を含む。）」を「土石流」に改める。

